

# 国民健康保険に関するお知らせ

## 納入通知書の記載内容が変わりました

令和5年度より、納入通知書の記載内容は、国が示す標準仕様に合わせたものになりました。

## 令和5年度6月(第3期)～3月(第12期)に納める保険料の納入通知書をお届けします

- 4月に納入通知書(仮算定)をお届けした方の第1期と第2期の保険料は、令和3年中の総所得金額等により算定しましたが、令和4年中の総所得金額等が確定しましたので、今回再計算のうえ令和5年度年間保険料をお知らせします。
- 令和5年度の年間保険料が確定した際に生じる第1期・第2期の保険料の過不足は、第3期以降の保険料で調整してあります。
- 職場の健康保険に加入済みの方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。6月上旬頃を過ぎて脱退手続きをされた場合は、7月以降にお送りする通知書にて、脱退を反映した結果の保険料をお知らせします。
- 今年の1月2日以降に金沢市に転入された方につきましては、原則、今回の通知書では均等割と平等割のみの算定を行い、前住所地での令和4年中の所得情報が判明次第、保険料を再計算するため、保険料に変更があれば、7月以降にお送りする通知書にて、あらためて令和5年度年間保険料をお知らせします。

### 各世帯の年間保険料

保険料率(年額)	被保険者全員		40～64歳までの人
	医療分	支援金分	介護分
区分	金沢市国民健康保険の加入者の医療費に充てられる保険料	後期高齢者医療制度を現役世代(74歳以下の全国民)で支えるための保険料	介護保険の第2号被保険者の保険料
①所得割	被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の 7.40%【据置】	被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の 2.58%【据置】	介護第2号被保険者全員の旧ただし書き所得(※1)の 2.34%【据置】
②均等割 (被保険者1人につき)	24,000円【据置】(※2)	10,320円【据置】(※2)	11,880円【据置】
③平等割 (1世帯につき)	19,800円【据置】(※3)	6,720円【据置】(※3)	6,000円【据置】
①+②+③=年間の保険料			
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円【据置】

(※1) 旧ただし書き所得とは、総所得金額等から43万円の基礎控除を差し引いた金額です。

(※2) 未就学児については、均等割額が5割軽減となります。

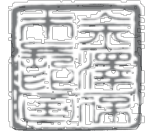
(※3) 同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、被保険者が1人になる世帯については、医療分・支援金分の世帯別平等割額が移行後5年目までは2分の1軽減、移行後6年目から8年目までは4分の1軽減となります。

- 所得に係る保険料軽減制度については、世帯主及び国民健康保険加入者の中に所得の申告のない方がいる場合、「国民健康保険料申告書」の提出がなければ適用できません。
- 非自発的失業者(倒産、解雇などの事業主都合による離職、雇止めなどによる離職)の方は、届出により保険料や医療費の負担が軽減される場合があります。  
対象) 離職時点で65歳未満だった方で、離職理由コードが11,12,21,22,23,31,32,33,34のいずれかの雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方です。  
軽減内容) 納入通知書にある所得割額の賦課基準が、本来の給与所得の100分の30に相当する額に減額されています。対象期間は離職の翌日から起算して翌年度末までです。
- 災害等で保険料を納めることが困難になったときは、申請により減免される制度があります。
- 次の場合に特別徴収(年金天引)が中止され、普通徴収(納付書払等)に変更となる場合があります。
  - 国民健康保険料と介護保険料の合計が、世帯主の年金(老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給している場合は「老齢基礎年金」)の額の2分の1を超えた場合
  - 年間保険料額が減額になった場合
  - 世帯主が75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に移行される場合
  - 同一世帯で65歳未満の方が加入された場合 など
- 75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療制度に移行される方には、別途保険料についてお知らせします。また、国民健康保険の加入者が複数いる世帯については、75歳の誕生日を迎える方の誕生月の前月分までの保険料と、他に国民健康保険に加入されている方の年間保険料を合わせて、12期(年度末)までの納期で均等に分けた金額でお知らせしています。
- 法改正により、平成27年度以降の保険料については、その年度における最初の納期限の翌日から起算して2年を経過した日以後は減額等の賦課決定をすることができないこととなりました。

## 国民健康保険料の納付方法について

- 納付書でのお支払い  
納入通知書に同封されている納付書にて金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリでご納付できます。利用可能な金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォン決済アプリについては納付書裏面をご確認ください。
- 口座振替でのお支払い  
口座振替を申込まれますと毎月月末(月末が金融機関休業日の場合は翌営業日)に申込口座から保険料が引き落としされます。なお、原則として申込翌月より振替を開始いたします。  
ご希望の方は同封されている口座振替依頼書ハガキ又は金沢市のホームページからお申込みください(ホームページからの申込みは北國、北陸、福井銀行のみ可能です)。  
一部金融機関については、通帳の表記が月別から期別へ変更されます。
- 特別徴収について  
年金からの天引きにより保険料を納付いただきます。

国民健康保険料納入通知書の見方



※この納入通知書は「世帯主」宛にお送りしております。  
世帯主が他の保険に加入している場合も同様です。

金融機関名			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

令和4年中の総所得金額等から43万円  
の基礎控除を差し引いた金額です。

お問い合わせのときお知らせください。

令和 国民健康保険料の算定明細			保険証番号	通知書番号		
区分	医療分		支援金分		介護分	
	課基準	料率	賦課基準	料率	賦課基準	料率
所得割額	円	%	円	%	円	%
均等割額	円		円		円	
平等割額	円		円		円	
合計						
軽減額	均等割額		軽減区分		加入者のうち40~64歳 までの方の人数	
	平等割額		均等割額			
	軽減額計(B)		平等割額			
限度超過額(C)			軽減額計(B)			
増減調整額(D)						
金額減免額(E)						
減免額(F)						
年保険料 (A-B-C+D-E-F)	円					
徴収方法						
特別徴収義務者						
特別徴収対象年金額	円					
特別徴収対象年金額	円					

国保に加入している人数

加入者のうち40~64歳  
までの方の人数

保険料が賦課される月数が12か月未満の  
被保険者がいる場合に、当該保険料を月割  
計算したことによる増減額が表示されます。

1年間に納める保険料(本算定)

期別	納付額	保険料個人明細書 通知書番号												所得割
		医療分			支援金分			有資格月数			介護分			
1期	円	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
2期	円													
3期	円													
4期	円													
5期	円													
6期	円													
7期	円													
8期	円													
9期	円													
10期	円													
11期	円													
12期	円													
月別	徴収額													
4月														
6月														
8月														
10月														
12月														
2月														

今回お知らせする本算定の保険  
料が記載してあります。  
令和5年度の保険料が確定した  
際に生じる過不足は、第3期以降  
の保険料で調整してあります。

有資格月数が12か月未満であって  
も、12か月分の金額が表示されて  
いますが、実際の保険料は有資格  
月数に応じて計算されています。

令和4年中の総所得金額  
等により年間保険料を算  
定し、4月・6月・8月にお  
支払いただく金額を差  
し引いた残りの金額を  
10月・12月・2月の3回  
に分けて納付していただ  
きます。

お問い合わせは

金沢市役所 医療保険課 TEL : 076-220-2255 ~ 2258 FAX : 076-232-5644  
Eメールアドレス kokuho@city.kanazawa.lg.jp  
公式ホームページ 金沢市 国保 検索



Scan here for English